

岩手県監査委員告示第46号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第52号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年9月8日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見  
岩手県監査委員 喜 多 正 敏  
岩手県監査委員 吉 田 政 司  
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査対象機関名 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成26年7月15日

(2) 本監査実施日 平成26年8月21日

3 監査結果の公表の日 平成26年10月3日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、固定資産として計上すべきものを計上していないものがあったので、適正な事務の施行に努められたい。	固定資産として計上していなかった物品については、固定資産台帳への登録を行った。 今後は、当該団体とより緊密に連携し、スポーツ健康課職員による実地検査を定期的に行い、備品管理状況の確認を強化することにより再発防止に努めることとした。